

|          |                                             |
|----------|---------------------------------------------|
| 【判例ID】   | 29053487                                    |
| 【裁判年月日等】 | 平成30年9月26日／東京地方裁判所／民事第48部／判決／平成29年（ワ）43097号 |
| 【事件名】    | 損害賠償請求事件                                    |
| 【裁判結果】   | 棄却                                          |
| 【裁判官】    | 鈴木友一                                        |
| 【出典】     | D1-Law.com判例体系                              |
| 【重要度】    | —                                           |

■29053487

東京地方裁判所

平成29年（ワ）第43097号

平成30年09月26日

東京都（以下略）

原告 X

東京都（以下略）

被告 東京都

同代表者知事 A

同指定代理人 B

同 C

同 D

同 E

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、100円及びこれに対する平成29年7月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、深夜の路上において、警察官から自転車のハンドルを掴まれて制止させられたこと、応援に駆け付けた複数の警察官により長時間にわたり両腕を強く拘束され、以降も行動を制限されたことなどにより精神的苦痛を受けたとして、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料の一部である100円とこれに対する平成29年7月20日（上記各行為の日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（１） 警視庁F警察署（以下「F署」という。）地域課のG巡査長（以下「G巡査長」という。）は、平成29年7月20日0時過ぎ頃、東京都（以下略）の路上において、移動中の原告に停止を求めると、その時保有していた自転車（以下「本件自転車」という。）の防犯登録の確認につき協力するよう求めた。しかし、原告がこれを拒否したため、G巡査長は、原告に対する説得を続けるとともに、無線機を用いて他の警察官に応援要請を行った。

その後、応援の警察官2名が臨場し、本件自転車の防犯登録の確認が実施された。

（２） 防犯登録の確認が終了すると、原告は、本件自転車をその場に残したまま歩き始めた。警察官らは、本件自転車を押しながら、原告の後ろや傍らについて歩き続けた（なお、以下、本件で臨場した警察官を特定せず「警察官ら」と呼称することがある。）。

（３） 東京都（以下略）の路上に至ったところで、警察官らは、原告に対し、本件自転車を持って帰るよう働き掛けた。その後、警察官らは、道路脇に本件自転車を止めてその場を立ち去り、原告も、本件自転車を残したままその場を立ち去った。

2 争点及び当事者の主張

（１） 警察官らの原告に対する措置が違法な公権力の行使に当たるか否か

（原告の主張）

以下の警察官らの原告に対する行為は、原告の人権を侵害しており、違法である。

ア 原告が、本件当日、本件自転車に荷物を載せ、自転車を押しながら歩き始めたところ、突然、G巡査長が本件自転車のハンドルを掴んで制止させ、自転車の防犯登録の確認について協力するよう言った。原告は、これを断ったが、G巡査長は、その後も本件自転車のハンドルを離さず、応援の警察官を呼んで、協力を求め続けた。

イ G巡査長が呼んだ複数の警察官が臨場すると、同人らは、約30分にわたり原告の両腕を強く拘束し、原告は、本件自転車を強制的に取り上げられた。その後、拘束は解除されたが、警察官らは、原告に続いて1.5キロメートルもの距離を歩き、さらに原告の行動は制限された。

（被告の主張）

原告の主張は、いずれも否認ないし争う。原告が主張するような事実は存在せず、本件当日の警察官らの職務行為に何ら違法はない。

ア G巡査長は、自転車で警ら中、ふらつきながら本件自転車を運転している原告を発見し、酒気帯び運転が疑われたことから声を掛けたところ、原告は、本件自転車を停止させた。

その後、G巡査長が、原告に対し、「どちらへ行かれるんですか。」と質問すると、原告は、「強制的か。任意なら協力しない。」などと述べ、即座に本件自転車を発進させようとした。G巡査長は、原告に対し、自転車の防犯登録の確認をさせてほしい旨を申し向けたところ、原告は、これも拒否したことから、G巡査長は、F署に対し、無線機で応援を要請した。

原告は、深夜、酒気帯び運転を疑わせる状態で本件自転車を運転していたものである上、G巡査長の声かけに対し、本件自転車を停止させたものの、即座に自転車を発進させて立ち去ろうとするなど、自転車盗等の犯罪の疑いを抱くべき状況も認められたのであるから、G巡査長が警察官職務執行法に基づく質問を行ったこと自体、何ら違法はない。

イ 応援要請を受けた警察官2名が現場に臨場すると、G巡査長は、前記兩名とともに、原告

に対し、さらに防犯登録を確認させてほしい旨、所有名義人と照合するために氏名を教えてほしい旨などを申し向けたところ、原告が「勝手に見ろ」と述べたことから（氏名等については明らかにしなかった。）、防犯登録の照会を実施した。

警察官らは、原告に対する職務質問を終了し、原告に謝意を伝えたが、原告は、本件自転車をその場に放置して立ち去ろうとした。警察官らは、原告に対し、自転車を持って帰るよう申し向けたが、原告は、警察官らを振り切って歩き続けた。そのため、警察官らは、原告の代わりに本件自転車を押しながら原告の後を追ひ、原告の傍らで自転車を持っていくよう説得を続けた。

なお、その後、対応に加わっていたF署地域課のH警部（以下「H警部」という。）が、原告に対し、自転車を持って帰るよう強く申し向けた上、原告の肩に手を掛けたところ、原告は、「暴力だ。」などと述べ、身体の前で腕を組むと、触るなといわんがばかりに、身体ないし両腕を左右に振るなどした。そのため、警察官らは、これ以上説得しても埒が明かないものと考え、原告に対し、自転車をこの場に置いていく旨を明確に伝えた上で、原告の下から離れたものである。

原告は、自転車の防犯登録の確認を頑なに拒んでいたのであるから、他の警察官の応援を得て職務質問を継続する必要性もあったというべきであるし、複数の警察官が原告の説得に当たったことも、当時の状況に照らせば、違法な行為とは到底いえない。

## （２） 損害の有無及びその額

（原告の主張）

警察官らの行為によって生じた精神的損害の一部として、１００円を請求する。

（被告の主張）

争う。

## 第３ 当裁判所の判断

### １ 認定事実

前記前提事実に加え、証拠（甲１、３、乙２、４、証人G巡査長、原告本人（ただし、いずれも下記認定に反する部分を除く。））及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

（１） 平成２９年７月２０日０時過ぎ頃、G巡査長は、東京都（以下略）の路上において、ゆっくりと左右にふらつきながら自転車を運転していた原告を見つけると、酒気帯び運転の可能性を疑い、声を掛けて停止を求めた。原告が一旦停止したことから、G巡査長は、原告に行き先を尋ねたが、原告は、任意での協力を求めるものならば拒否するという趣旨のことを述べて、自転車のペダルに片足を掛けた。G巡査長は、原告が自転車を発進させようとしていると感じ、原告に対し、改めて停止を求めた。

（２） G巡査長は、原告から酒の匂いを感知できず、同人の表情や受け答えからも酒気を帯びている様子を認めなかったが、本件当時と同じ深夜の時間帯に駅の近くで自転車盗が多く発生していると認識していたこと、原告が乗っていた本件自転車の前かごには多数の荷物が積まれていたところ、過去に同様のケースで自転車盗を覚知した経験があったこと、本件自転車のサドルの部分が大きめの白いビニール袋に覆われており、そのビニール袋で馬てい錠の部分を隠していることが疑われたことから、自転車盗の可能性を疑った。

（３） そこで、G巡査長は、原告に対し、本件自転車の防犯登録の確認につき協力するよう

求めた。しかし、原告は、G巡査長に対し、断ることができるかどうかを確認すると、G巡査長が拒否することもできると答えたことから、改めて協力を拒否した。そこで、G巡査長は、原告に対する説得を続けるとともに、無線機を用いて他の警察官に応援要請を行った。

(4) その後、2名の警察官が臨場すると、G巡査長は、臨場した警察官らとともに、原告に対し、防犯登録の確認につき協力するようさらに説得を続けた。すると、原告は、「勝手にしろ」などと述べて、やむなくこれに応じた。なお、この間、原告は、警察官らが尋ねても、氏名を述べることはなかった。

(5) 照会の結果、本件自転車の所有者は登録されておらず判明しなかったが、盗難の被害届は出されていなかったため、警察官らは、原告への職務質問を終了することとし、原告に対して謝意を伝えた。

すると、原告は、本件自転車をその場に残したまま歩き始めた。警察官らは、本件自転車を押して、原告の後ろや傍らについて歩きながら、本件自転車に乗って帰るよう説得を続けた。この間に、H警部も対応に加わった。

(6) 原告と警察官らは、約1時間程度歩き続け、東京都(以下略)の路上に至った。H警部は、原告に対し、改めて自転車に乗って帰るよう説得を試みるため、原告の肩に手を掛けて、停止するよう求めた。すると、原告は、急に興奮し始め、「暴力だ」などと大声で叫びながら、体の前で両腕を組んで身体を左右にねじるような動きなどをした。G巡査長は、それから10秒程度の間、原告の体に手を添えるなどして、同人を落ち着かせようとした。この際、警察官らは、原告への対応の状況を保全するため、原告の近くから写真を3枚撮影した。

その後、H警部は、原告に対し、本件自転車をこの場に置いていく旨を伝え、他の警察官らに対応の打ち切りを指示した。警察官らは、本件自転車のスタンドを立てて道路脇に止めると、その場を離れた。

#### (7) 警察官らによる有形力の行使について

ア 本件における警察官らによる有形力の行使については、原告の主張に沿う原告本人の陳述ないし供述と、G巡査長の陳述ないし供述とが対立している状況にある。

すなわち、原告は、〈1〉当初、自転車を押しながら歩いていたところ、G巡査長から突然自転車のハンドルを掴まれた、自転車の防犯登録の確認につき協力を求められ、これを断ったが、結局ハンドルを離してもらえず、原告とG巡査長で自転車のハンドルを押し合いながら歩き続けた、〈2〉応援の警察官2名は、臨場すると、すぐに背後から原告の腕を片方ずつ掴んだ、原告は、本件自転車から引き剥がされ、約30分の間そのまま拘束された、〈3〉長時間一緒に歩いて移動した後、警察官らに、突然背後から背中と腕を掴まれ、体の向きをカメラの方へ反転させられると、写真を撮られたなどと主張し、原告本人もこれに沿う陳述ないし供述している(甲1、原告本人)。これに対し、G巡査長は、〈1〉ふらつきながら自転車に乗る原告に対し、声を掛けて停止を求めたもので、本件自転車のハンドルは掴んでいない、〈2〉応援の警察官が臨場した後も、警察官らにおいて、防犯登録の確認につき協力するよう原告への説得を続け、原告の承諾を受けてこれを実施したもので、その際、原告の体を掴むようなことは一切していない、〈3〉原告に有形力を行使したのは、自転車に乗って帰るよう説得を試みるため、H警部が原告の肩に手を掛けて停止するよう求めたのと、抵抗する姿勢を示した原告を落ち着かせようと、自分が原告の体に手を添えた程度

であるなどと陳述ないし供述している（乙2、証人G巡査長）。

そこで、以下、各供述の信用性について検討する。

イ まず、原告の供述のうち上記〈1〉の内容をみると、原告とG巡査長が自転車のハンドルを押し合いながら歩き続けたという経過は、陳述書（甲1）において言及はなく、本人尋問で初めて述べられた経過である上、態様としても極めて不自然であることから、にわかに真実とは考えにくい。また、原告は、G巡査長が無線機で応援を呼んでいる間は動かないで待っていたとも述べているが、G巡査長に抵抗を示し、ハンドルを押し合いながら歩き続けたという原告が述べる直前の行動と整合的でない。上記〈2〉の内容をみると、複数の警察官が、臨場するやいなや、背後から原告の腕を掴み、さらには、公道上において、「勝手にしろ」などと述べるだけで直接抵抗することのなかった原告を、約30分もの長時間にわたって強い力で拘束し続ける合理的理由は見出し難く、やはり容易く信じ難い。上記〈3〉の内容をみると、警察官らが力づくで原告の体の向きを変えてまで正面からの写真を撮影する理由は乏しく（上記のようにして写真を撮影しても、原告に本件自転車を円満に返還したことの裏付けになるとは考え難い。）、実際に撮影された写真（乙4の1枚目）を見ても、原告が述べるような状態で撮影されたものとは認められない。このように、原告の上記供述には、内容において不自然、不合理な点や、自らが述べる経過と整合的でない点等が散見される。

その他にも、原告の供述には、防犯登録の確認終了後、原告が公道上に自転車を置いたまま帰ろうとすれば、警察官らから自転車に乗って帰よう促されることは容易に想像がつくところ、その後警察官らがなぜついてきたのか分からないと述べており、明らかに了解し難い点や、上記〈1〉のG巡査長とハンドルを押し合っている時に、G巡査長に対して（ハンドルを）離してくださいと訴えたかどうかや、上記〈2〉の防犯登録の確認の終了後、警察官らから自転車を持っていくように言われたかどうかなど、経過に照らして記憶していないとは考えにくい事柄につき、曖昧な供述をするにとどまっている点等も指摘できる。

ウ 他方、G巡査長が述べる上記〈1〉ないし〈3〉の各内容は、原告に声を掛けて停止を求め、本件自転車の防犯登録の確認を行い、対応を打ち切るまでの一連の経過の中で、違和感なく理解でき、自然なものである。例えば、応援の警察官が臨場した後も、防犯登録の確認に応じるよう原告への説得を続けたこと（上記〈2〉）、最終的にも、原告の肩に手を掛け、腰に手を添える程度の有形力を行使したにとどまったこと（上記〈3〉）というのは、警察官らが、約1時間もの長い時間にわたり原告の傍らを歩き続け、その間強い説得に及ばなかったという争いのない経過と連続性があり、整合的である。原告に声を掛けた以降の両者の位置関係については、曖昧なところもみられるものの、原告とやりとりする中で時々刻々と変化するものであることを考えると、この点がG巡査長の供述の信用性を大きく左右するとはいえない。

エ 以上のとおり、原告の供述は、内容において不自然、不合理な点がみられ、自らが述べる経過と整合的でない点や曖昧な点等もある一方、G巡査長の供述は、一連の経過に照らし、概ね自然かつ整合的なものであるから、本件における警察官らによる有形力の行使については、主としてG巡査長の供述に基づき、上記1（6）の限度で認定できるにとどまり、これに相反する原告の上記主張はいずれも採用することができない。

2 争点（1）（警察官らの原告に対する措置が違法な公権力の行使に当たるか否か）について

(1) 原告は、G巡査長が、〈ア〉突然、本件自転車のハンドルを掴んで制止させた点、〈イ〉その後、原告が防犯登録の確認を拒否したにもかかわらず、ハンドルを離さず、応援の警察官を呼んで、協力を求め続けた点につき、違法であると主張する。

しかし、前記1(1)、(7)のとおり、G巡査長は、原告に対し、一定の声掛けを行った上で停止を求めた事実が認められ、突然本件自転車のハンドルを掴んで原告を制止させ、以降もハンドルを離さなかったとは認められない(〈ア〉)。

そして、警察官職務執行法2条1項は、警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由のある者を停止させて質問することができる旨を規定しているところ、前記1(2)のとおり、G巡査長が、原告が職務質問を拒否する姿勢を示していたこと、本件自転車の前かごに多数の荷物が積まれていたこと、サドルの部分が大きめの白いビニール袋に覆われ、馬てい錠の部分が隠れていたことから、近時深夜に駅近くの場所で自転車盗がよく発生している近隣の状況や過去の事案に係る自己の経験を踏まえ、自転車盗の可能性があると疑ったことは、不合理ではなく、上記相当な理由を欠いていたとはいえない。また、前記1(3)のとおり、G巡査長が、上記疑いを前提に、防犯登録の確認を拒否し、氏名を述べることも拒否していた原告に対し、応援の警察官を呼びつつ更なる説得を試みることも、必要かつ相当であったというべきである(〈イ〉)。

したがって、上記のG巡査長による各措置は、職務の執行として違法なものであったとはいえない。

(2) 原告は、警察官らが、〈ウ〉約30分にわたり原告の両腕を強く拘束し、原告から本件自転車を強制的に取り上げた点、〈エ〉その後も、警察官らが原告に続いて1.5キロメートルもの距離を歩き、さらに原告の行動を制限した点についても、違法であると主張する。

しかし、前記1(4)、(7)のとおり、警察官らが、防犯登録の確認につき協力するよう原告への説得を続け、原告の承諾を得てこれを実施したことは、必要かつ相当な措置であるし、その際、警察官らが約30分にわたり原告の両腕を強く拘束し続けたとは認められない(〈ウ〉)。

また、前記1(5)、(6)のとおり、防犯登録の確認が終了した後も、警察官らが原告の後ろや傍らについて歩き続けたのは、原告が本件自転車を残してその場を立ち去ろうとしたことから、これに乗って帰るよう説得を続けるためであり、当該状況は約1時間にわたり継続していたものの、H警部が原告の肩に手を掛けるまでの間、警察官らが原告の移動を直接制止したとか、原告が警察官らの同行を明確に拒否したといった事情も認められない。H警部が原告の肩に手を掛けたのも、自転車に乗って帰るよう改めて説得を試みるためにすぎず、ごく短時間にとどまったもので、特に強い力を加えたものとも認められない。そうである以上、これらの措置は、いずれについても職務質問を適切に遂げるために必要かつ相当なものであったというべきである(〈エ〉)。

したがって、上記の警察官らによる各措置も、職務の執行として違法なものであったとはいえない。

(3) その他、本件における原告への対応について、警察官らに職務の執行として違法な措置があったと認めるに足りる証拠はない(なお、警察官らが行った写真撮影についても、前記1(6)のとおり、H警部の措置に対して興奮した状態で身体等を左右に振り、少なくとも外形的には暴行等にも及びかねなかった原告の様子と、それに対応する警察官らの状況を撮影して客観化しておく

必要性は高く、公道上において、原告の様子等につき、同人の近くから3枚の写真を撮影することが、方法において相当でなかったともいえないから、撮影に対する原告の承諾がなかったとしても、違法な措置とは評価し得ない。）。

したがって、原告の主張を採用することはできない。

### 3 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

民事第48部

(裁判官 鈴木友一)